

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info>

Email info@o-machikou.info

謹賀新年



酒田市 總光寺参道に並ぶ きのこ杉 樹齡350年以上の土湯杉（山形県指定 天然記念物）

新年にあたり



大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆



平成二十三年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

常日頃から組合員の皆様には、大町溝土地改良区の事業運営並びに農業農村整備事業推進について、特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成二十二年度は温暖化による影響か、春先の低温、夏の猛暑と少雨により、稲の作柄が大変心配されました。特に八月から九月に掛けて高温多照で経過し、これに対する一連の水利の配分には各集落のご協力を得て一部苦勞もしながら、万全の体制で乗り越えることが出来ました。

「農地・水・環境保全向上対策」の事業も四年目を迎えました。農

地や用排水路、道路といった資源、施設は不可欠な生産基盤であり多面的機能を持つており生活環境の保全のため当該土地改良区は施設の維持管理を踏まえ事業には積極的に参加をしております。

さて、一昨年の政権交代により農業政策は大きく様変わりし、戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業が実施されましたが、土地改良事業関係の予算は60%以上の大幅な削減となり、土地改良区としても事業の推進に大きな影響を受けております。

そのような中、国営最上川下流沿岸農業水利事業は事業の完成は伸びたものの、一連の「水管理施設」の工事が大町溝土地改良区事務所の敷地内に出来上がり、今年

4月から稼動予定となりました。一連のこの事業が早期に完成され今後の施設の維持管理等の節減に活かしていきたいと思っております。

また、管内農地の多くは最上川からの取水に依存しておりその基幹水利施設の大半は昭和40年から50年代に整備され、老朽化による更新時期を迎えます。農業農村整備予算の削減によりこのまま放置されれば農業生産性の低下による農業の壊滅ばかりか、災害・事故の多発により地域の安全を損ね、地域住民への不利益にも繋がるものと危惧します。

特に「食料供給県山形」の確立を目指す本県の方針を揺らぐ事になると思います。

我々は今の生産現場における農業農村の状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業の推進に必要な予算措置については、これからも強く要請していかなければなりません。

最後に、本年も穏やかで稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

あけまして
おめでとうございます

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 鈴木敏夫

会計係理事 伊藤幹雄

理事 佐藤清人

同 佐藤 良

同 平向徳正

同 前田 茂

同 佐藤孝喜

同 須田正弘

総括監事 齋藤久太郎

監事 寒河江 繁

同 木村 隆

外職員一同

新年を迎え

東北農政局

最上川下流沿岸農業水利事業所



所長 及川 和彦



水士里ネット大町溝の皆様、謹んで新年のお喜びを申し上げます。さて、昨年は国内外とも大きな出来事が多く、永く記憶に残る年になったのではないかと思います。農業の分野では、新たな食料・



櫛橋分水工（櫛橋地内）

農業・農村基本計画が決定され、食料自給率50%を目標にして、戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、6次産業化による活力ある農山漁村の再生という方向が示されました。これによって、まずコメによる戸別所得補償モデル対策が始まり、多くの農家の皆様にご参加をいただくことができました。また、昨年は記録的な猛暑になりましたが、「つや姫」は高い一等米比率を示し、暑さに強いことを証明するとともに美味しさの評価も高く上々のスタートをきることができました。しかし、宮崎県で発生した口蹄疫が長期化し、約29万頭もの牛や豚が殺処分となり甚大な損害が発生しました。有名なブランド牛や豚を保有



中央管理所 操作室（砂越地内）

している山形県においても教訓として活かして行かなければなりません。

一方、農業農村整備事業予算が大幅に削減され、本地区の予算にも影響して、事業完了が平成22年度から平成23年度に二年延長となってしまうました。しかし、少ない予算ではありましたが、最上川右岸地域におきましては、農業用水の配分を集中管理する新しい水管理システムが完成しましたし、右岸幹線用水路の改修も進めることができました。これによって今年のかんがい期から新システムによる効率的な用水管理ができることとなります。

平成23年は戸別所得補償の本格

実施が控えていますし、日本が包括的経済連携に向かうなかで「食と農林漁業の再生推進会議」がどのような農業対策の方向を打ち出してくるのか、昨年以上に大きな意味のある年になるのではないかと思います。どのような方向になりましても、食料の安定供給を支える生産基盤の整備は不可欠であります。この地域が将来に亘って我が国の食料の安定供給に大きな役割を果たしていただくよう、事業完了に万全を期して参りたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

最後に組合員とご家族の皆様のご多幸をお祈りして年頭のご挨拶とさせていただきます。



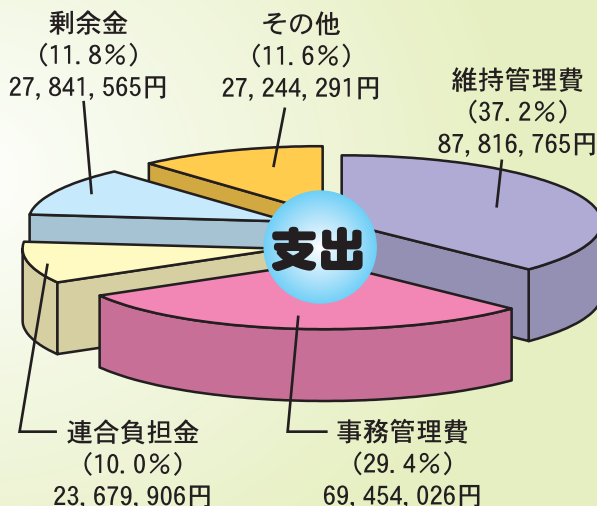
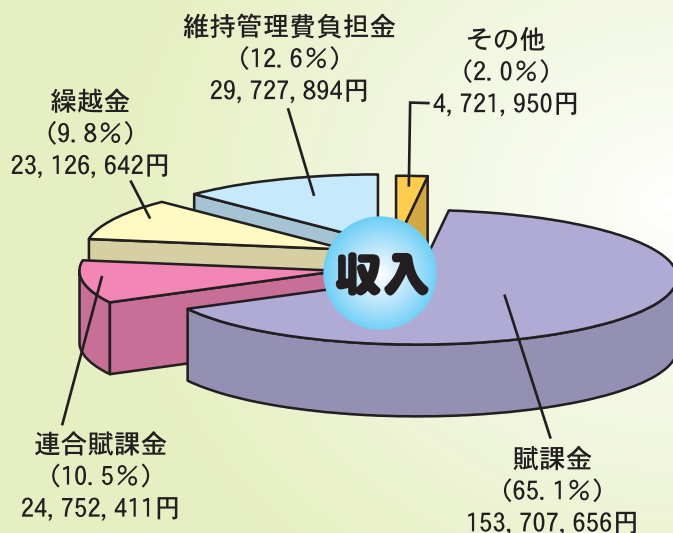
右岸幹線用水路（櫛橋地内）

大町溝土地改良区 平成21年度決算状況

☆一般会計

収入 236,036,553円
支出 208,194,988円
差引額 27,841,565円

平成22年度に繰越す



☆特別会計

単位(円)

特 別 会 計 名	収入決算額	支出決算額	差引額	備 考
県 営 土 地 改 良 事 業	420,186,529	349,581,072	70,605,457	平成22年度に繰越す
団 体 営 土 地 改 良 事 業	84,761,281	67,043,929	17,717,352	平成22年度に繰越す
担 い 手 育 成 支 援 事 業	18,117,843	18,096,000	21,843	平成22年度に繰越す
緊 急 支 援 事 業	121,760,280	121,760,000	280	平成22年度に繰越す
役員退任慰労金積立金	4,122,503	0	4,122,503	平成22年度に繰越す
地区除外決済金積立金	121,633,410	8,244,086	113,389,324	平成22年度に繰越す
土地改良事業積立金	193,862,421	10,972,932	182,889,489	平成22年度に繰越す
職員退職給与金積立金	73,678,360	0	73,678,360	平成22年度に繰越す
準備基金積立金	11,390,080	1,825,775	9,564,305	平成22年度に繰越す



平成22年度第1回臨時総代会



議長 後藤正夫 総代

去る平成22年8月26日、当土地改良区事務所大会議室において、総代42名のうち36名の出席の上、後藤正夫総代の議長により、平成21年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、平成22年度補正予算、土地改良事業計画（維持管理）の変更を含む全10議案が全員賛成で可決決定されました。

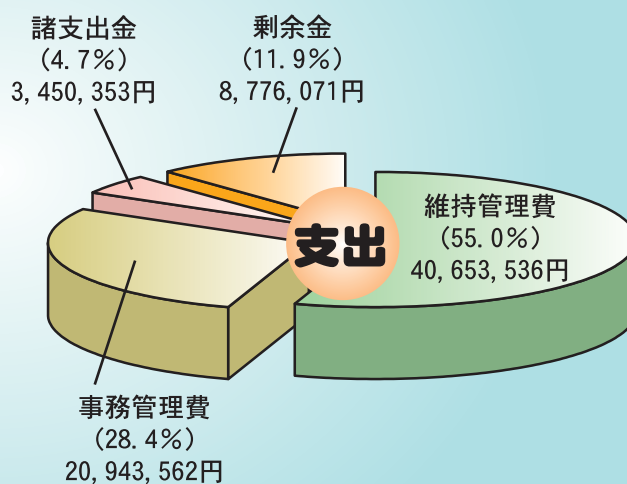
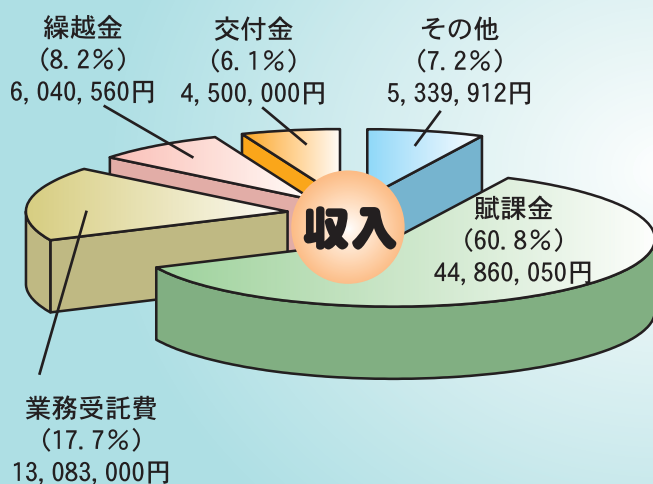
平成22年度第1回臨時総代会

最上川下流右岸土地改良区連合

平成21年度決算状況

☆一般会計

収入 73,823,522円
支出 65,047,451円
差引額 8,776,071円 平成22年度に繰越す



☆特別会計

単位(円)

特 別 会 計 名	収入決算額	支出決算額	差引額	備 考
自動車償却及び購入基金	1,772,060	0	1,772,060	平成22年度に繰越す
職員退職給与金	11,659,164	584,100	11,075,064	平成22年度に繰越す
役員退任慰労金	618,735	440,791	177,944	平成22年度に繰越す
褒 賞 金	116,949	33,900	83,049	平成22年度に繰越す
事務所整備資金	349,493	277,250	72,243	平成22年度に繰越す
財政調整資金	45,140,378	4,000,000	41,140,378	平成22年度に繰越す

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区 分	土地(宅地)	土地(山林等)	建 物
面 積	6,553.04㎡	18,009.00㎡	469.87㎡

☆最上川下流右岸土地改良区連合所属土地改良区の現状

項 目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合 計
地区総面積	2,921.4ha	5,607.7ha	8,529.1ha
内 連 合 関 係 面 積	2,797.6ha	3,458.9ha	6,256.5ha
組 合 員 数	1,486人	3,310人	4,796人
内 連 合 関 係 組 合 員 数	1,424人	1,688人	3,112人

平成22年度 視察・研修・校外活動等のようす

●校外学習 (2010/10/5) 酒田市立松原小学校4年

小牧川の生き物調査も行っており、その一環として校外学習で来所いただきました



大町溝の歴史や役割について学習



4年1組の皆さん



大町溝資料館内で第三揚水機等の見学



4年2組の皆さん



南幹線揚水機場内での施設見学



4年3組の皆さん

●コミュニティ活動・農地・水・環境保全活動 (2010/7/31)
「水の旅」 (郡鏡・山谷コミセン・郡鏡地域保全会)



魚のつかみ取り 「魚たちと格闘が続きました！」

●視察 (2010/9/24) NHK文化センター
「山形ふるさと歴史散歩・庄内農業の発展と農業用水」の講座



●農業体験学習 (2010/5/25 田植え・10/1稲刈り) 酒田市立松山小学校5年



田んぼにぬかりながら大切に植え付けました



手狩りとコンバインの両方を体験しました

その他多くの団体より視察研修いただきました。掲載の写真については、
大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。URL: <http://www.o-machikou.info/>
☞ 学校やコミセン及び自治会研修活動の場として活用下さい。
★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 久松まで ☎52-2350



**農林水産省
農村振興局長表彰授賞**

平成22年10月26日に開催されました第33回全国土地改良大会 長崎県大会の席上、齋藤隆理理事長が山形県土地改良事業団体連合会副会長として、土地改良事業功労者表彰の農林水産省農村振興局長表彰を授賞されました。

齋藤隆理理事長は平成17年より山形県土地改良事業団体連合会理事に、平成21年より副会長に就任され、長年の功績に対しこの度の授賞となりました。

大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用していただくこととなります。(取扱手数料2,000円)

◎使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区 管理係へ問い合わせ下さい。

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用していただくこととなります。(取扱手数料7,000円)

◎浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区 管理係へ問い合わせ下さい。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理係 住石・阿部まで

会計課よりのお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれております。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であります。

昨今の厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

土地改良区としても未納者へ個別対応を行わせていただいておりますが、農地の処分を希望する方もおられ、農地を取得していただける方を、農業委員会等のご協力をいただきながら探しております。

平成22年度より期限内完納団体表彰は、一般会計賦課金1期、2期と償還関係賦課金の全てを納期限内に完納となった場合に対象となっております。

組合員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 ☎52-2350 会計課 長谷部・能登山まで連絡願います。

＝農地の移動・転用は忘れずに届出下さい＝

◎ 大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成23年度の賦課面積異動も今年の2月28日(月)までとなっており、農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出していただくことになっております。農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。心当たりの方は、忘れずに届出下さい。また、届出に必要な下記書類を持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、農業委員会や農協・共済組合の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲 (使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは ・土地登記簿謄本 (法務局より) ・土地権利書 ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より) <u>上記のいずれかの書類の写しを添付</u>	・新資格者の印鑑 ・土地登記簿謄本 (法務局より) ・土地権利書 <u>上記のいずれかの書類の写しを添付</u> ・死亡年月日を明記 ・現資格者の印は不要	・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より) <u>上記のいずれかの書類の写しを添付</u>	・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは ・農地法第18条の確認通知 (合意解約)の写し添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。

☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

公共事業で農地が買収となった場合は、大町溝財務係 水落・小松までご一報下さい。(☎52-2350)

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自己所有地を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。			決済金を納入後、地区除外となる。

総代選挙の日程等について

平成23年2月3日任期満了による次期総代選挙の日程が
平成23年1月17日(月)告示、同年1月24日(月)投票と決まりました。

1. 立候補予定者説明会

立候補の届け出場所が酒田市選挙管理委員会1カ所のため立候補が集中することが予想されます。立候補届の混乱を避けるため事前に立候補予定者説明会を下記の日程で開催いたしますので、必ず出席していただくようお願いいたします。なお、都合により本人が出席できない場合は、代理の方でもかまいませんので、必ず出席くださるようお願いいたします。

また、立候補予定者説明会当日に、届け出に添付する「大町溝土地改良区組合員の証明」を取得していただくように合わせてお願いいたします。

(1)開催日時 平成23年1月11日(火)午後1時30分から

(2)開催場所 大町溝土地改良区事務所 大会議室

(3)持参するもの **認め印** (大町溝土地改良区組合員の証明に必要)

2. 立候補の届け出

(1)届け出の期間 平成23年1月17日(月)から
平成23年1月18日(火)まで 2日間 午前8時30分から午後5時まで

(2)届け出の場所 第1選挙区 } 酒田市選挙管理委員会
第2選挙区 } 酒田市役所中町庁舎3階 酒田市中町一丁目4番10号
第3選挙区 } (旧 庄内情報プラザ)

(3)届け出の注意 立候補届け出をする組合員は、**印鑑を持参し事前に大町溝土地改良区から組合員である証明を受け、その証明書を添付して立候補の届け出**を行って下さい。

3. 投票の日時及び場所

(1)日時 平成23年1月24日(月) 午前9時～午後2時まで

(2)場所

選挙区	投票区	投票所名称	投票所の所在
第1選挙区	第1投票区	酒田市平田農村環境改善センター	酒田市飛鳥字契約場70
	第2投票区	酒田市東平田コミュニティ防災センター	酒田市生石字登路田8の1
第2選挙区	第1投票区	酒田市中平田コミュニティセンター	酒田市熊手島字中福島66
	第2投票区	酒田市東禅寺コミュニティ防災センター	酒田市みずほ二丁目8-7
第3選挙区	第1投票区	酒田市南部コミュニティセンター	酒田市地見興屋字前割9の4
	第2投票区	酒田市山寺コミュニティセンター	酒田市山寺字見初沢165
	第3投票区	酒田市内郷コミュニティセンター	酒田市相沢字鶴牧56

※総代の立候補が、選挙区毎に定数以内であれば投票はおこなわれません。

4. 選挙区と総代の定数

選挙区別	投票区別	投票区の区域	総代数
第1選挙区	第1投票区	酒田市 山谷・山谷新田・檜橋・山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・飛鳥・砂越・北俣 東田川郡庄内町 榎木	15名
	第2投票区	酒田市 生石・北沢	
第2選挙区	第1投票区	酒田市 手蔵田・熊野田・中野新田・勝保関・大野新田・小牧・茨野新田・小牧新田・古荒新田・土崎・本川・大多新田・熊手島・漆曽根	14名
	第2投票区	酒田市 大町・遊摺部・大宮・字仁助谷地・字鷺谷地・字扇谷地・四ツ興野・大宮町三丁目	
第3選挙区	第1投票区	酒田市 成興野・大川渡・地見興屋・臼ヶ沢・大沼新田	13名
	第2投票区	酒田市 山寺・字本町・字金谷・字山田・字西田 東田川郡庄内町 古関	
	第3投票区	酒田市 土淵・茗ヶ沢・上餅山・上北目・中北目・小見・下餅山・引地・竹田・中牧田・相沢・石名坂・田沢	
計			42名

5. 日程

月	日	内 容	備 考
1月11日(火)	午後1時30分～	総代立候補予定者説明会	大町溝土地改良区事務所大会議室 ☎0234-52-2350
1月17日(月)	午前8時30分～午後5時まで	総代立候補届け出	酒田市選挙管理委員会 ☎0234-26-5765 (酒田市役所中町庁舎3階 酒田市中町一丁目4番10号)
1月18日(火)	午前8時30分～午後5時まで		
1月24日(月)	午前9時～午後2時まで	総代選挙投票	各選挙区投票区別投票所
1月25日(火)		当選人に対し当選通知	各当選人へ
1月26日(水)	午後2時～	当選証書付与式	大町溝土地改良区事務所大会議室
2月3日(木)		現総代の任期満了	
2月4日(金)		新総代就任	
2月中旬		新総代による臨時総代会開催	

—— 支溝代表者の選任について ——

今年は、総代の総選挙と合わせまして、支溝代表者の任期も満了(平成23年2月28日)することになっております。

次期の支溝代表者について各支溝関係集落と協議のうえ、支溝代表者選出届け用紙により平成23年1月31日まで届け出ていただくようお願い申し上げます。

なお、支溝代表者選出届け用紙については、1支溝に1枚を各正支溝代表者に送付しております。

◎各支溝名及び代表者数

番号	支溝名	正代表者	副代表者	計	番号	支溝名	正代表者	副代表者	計
1	上郷溝	1名	-	1名	8	山元	1名	-	1名
2	大正溝	1名	-	1名	9	柳沢	1名	-	1名
3	山寺	1名	-	1名	10	東幹線	1名	4名	5名
4	上堰下堰	1名	4名	5名	11	第1幹線	1名	1名	2名
5	南田沢	1名	-	1名	12	南幹線	1名	5名	6名
6	相沢川	1名	1名	2名	13	中北幹線	1名	5名	6名
7	山谷檜橋	1名	1名	2名	14	横根山	1名	-	1名
※問い合わせ先 大町溝土地改良区管理課 ☎0234-52-2350					14支溝		14名	21名	35名

財務状況のあらまし

☆長期借入金状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
南田沢第二地区かんがい排水事業	444	H26	西平田地区ほ場整備事業	229,649	H25
飛鳥地区排水対策特別事業	2,368	H24	中平田南地区ほ場整備事業	231,753	H32
飛鳥地区区画整理事業	11,982	H25	大正溝地区ほ場整備事業	175,706	H33
山寺地区区画整理事業	55,038	H28	砂越地区ほ場整備事業	167,361	H35
内郷地区ほ場整備事業	59,647	H23	中平田西地区ほ場整備事業	92,548	H31
南平田地区ほ場整備事業	5,898	H22	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	9,921	H25
			合 計	1,042,315	

☆平準化事業資金借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
上郷溝地区区画整理事業	43,830	H28	中平田東地区ほ場整備事業	67,030	H28
石名坂地区区画整理事業	11,160	H28	南平田地区ほ場整備事業	69,550	H30
飛鳥地区区画整理事業	32,980	H31	西平田地区ほ場整備事業	120,200	H31
山寺地区区画整理事業	40,730	H31	中平田南地区ほ場整備事業	12,790	H30
内郷地区ほ場整備事業	161,690	H31	大正溝地区ほ場整備事業	4,130	H30
山元地区ほ場整備事業	98,290	H30	合 計	662,380	

☆区有財産の状況

◎土地(宅地) 4,633.91㎡ 	◎山林(山林等) 385,363.16㎡ 	◎土地改良施設 20,631.24㎡ 	◎建物(面積) 925.50㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
---	--	--	---	--	---	----------------------------

平成22年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覧表

重 要

科 目	工 区 等	10a 当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
一般会計		5,980	100.0%	5,980
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	2,060	100.0%	2,060
	内郷地区	12,080	82.8%	10,000
	山元地区	6,950	100.0%	6,950
	中平田東地区	10,000	100.0%	10,000
	同 (H19繰上償還分)	4,816	100.0%	4,816
	南平田地区	11,300	88.5%	10,000
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0%	6,670
	西平田地区	田 13,515	74.0%	10,000
	同	畑 8,110	100.0%	8,110
	同 (H19繰上償還分)	田 9,672	100.0%	9,672
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,803	100.0%	5,803
	中平田南地区	田 12,250	85.4%	10,461
	同	畑 7,350	100.0%	7,350
	同 (H19繰上償還分)	田 9,060	100.0%	9,060
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,436	100.0%	5,436
	大正溝地区	13,995	81.0%	11,339
	砂越地区	田 12,020	83.2%	10,000
	同	畑 7,210	100.0%	7,210
	同 (茨野新田 H10繰上償還分)	9,135	100.0%	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0%	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0%	5,307
	同 (H19繰上償還分)	田 9,514	100.0%	9,514
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,709	100.0%	5,709
	中平田西地区	9,770	100.0%	9,770
	同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	6,875	100.0%	6,875
	檜橋地区 (H9繰上償還分)	5,224	100.0%	5,224
団体営特別会計	南田沢第二地区	540	100.0%	540
	上郷溝地区	6,300	100.0%	6,300
	石名坂地区	3,415	100.0%	3,415
	飛鳥地区	11,050	90.5%	10,000
	山寺地区	15,055	66.4%	10,000

是認額一覧表は確定申告時に必要となります。

各地区是認額についての注意事項

- ・ 10a 当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
 - ・ 10a 当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- ※詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。

一定の是認(ぜにん)割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

☆是認割合の算定

”ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の**永久資産**にとらえ、農業経費としては認められない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその**永久資産経費を除き**、工事費に対する繰延資産取得率(事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合)をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額×繰延資産取得率(注1)) + 維持管理費(注2) = 地区是認額

地区是認額 ÷ 地区面積 = 10a 当たり是認額

繰延資産取得率 $C + C' / A = C / D$

事業費(取得費)の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償費 換地費	用排水路工 道路工 暗渠排水工 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
←	D	→	
←	A	→	

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)に掲載されておりますので活用ください。

※問い合わせ先：大町溝土地改良区 総務課 財務係 水落まで ☎52-2350

税務署からの
お知らせ

ネットでスマート! 確定申告



詳しくは、e-Taxホームページで

確定申告は便利なe-Taxで

- 国税庁ホームページから電子申告
- 最高 5,000円の税額控除 (H19年分からH22年分の間でいずれか1回)
- 添付書類の提出省略
- 還付申告がスピーディー

www.e-tax.nta.go.jp

税務署